

秘別第一三三號



別紙標杭建設ニ関スル件閣
議提出ス

明治廿八年一月十二日

内務大臣子爵野村靖



内閣總理大臣伯爵伊藤博文殿

内中二

明治廿八年一月十四日

内閣書記官

政綱

内閣總理大臣

伊藤

内閣書記官長

大島

外務大臣

小幡

大藏大臣

大藏

海軍大臣

東鄉

文部大臣

野村

逓信大臣

小幡

内務大臣

大石

陸軍大臣

桂

司法大臣

小幡

農商務大臣

大石

別紙内務大臣請議沖繩縣下八重山群島、
北西ニ位スル久場島、魚釣島ト稱スル無人島ニ向
ケ近來漁業等ヲ試ムルモノ有之爲メ取締リ要

らんニ付テハ同島ノ儀ハ沖繩縣ノ所轄ト認ムルヲ
以テ標杭建設ノ儀令縣知事上申ノ通許可ス
ヘシトノ件ハ別ニ差支モ無之ニ付請議ノ通ニテ
然ルヘシ

指 名 案

標杭建設ニ関スル件 請議ノ通

昭和廿六年一月廿七

国立公文書館蔵[沖縄県下八重山郡島ノ北西ニ位スル久場島魚釣島へ標杭ヲ建設ス] (閣議決定文書)
マイクロコマナンバー [別紙内務大臣請議沖縄県下八重山群島ノ北西ニ位セル...] 内閣野紙

明治二十八年一月十四日 内閣書記官[㊟]

内閣総理大臣〔署名〕 内閣書記官長〔署名〕

外務大臣〔署名〕 大蔵大臣〔署名〕 海軍大臣〔署名〕 文部大臣〔署名〕 通信大臣〔署名〕

内務大臣〔署名〕 陸軍大臣〔署名〕 司法大臣〔署名〕 農商務大臣〔署名〕

別紙内務大臣請議沖縄県下八重山群島ノ

北西ニ位スル久場島魚釣島ト称スル無人島ヘ向

ケ近來漁業等ヲ試ムルモノ有之為メ取締ヲ要

スルニ付テハ同島ノ儀ハ沖縄県ノ所轄ト認ムルヲ

以テ標杭建設ノ儀同県知事上申ノ通許可ス

ヘシトノ件ハ別ニ差支モ無之ニ付請議ノ通ニテ

然ルヘシ

指令案

標杭建設ニ関スル件請議ノ通

明治二十八年一月二十一日[㊟]〔山田〕